

第 26 回辻堂市民センター・公民館建設検討委員会 議 事 概 要

日 時 平成 29 年 8 月 25 日(金曜日)

午後 3 時 30 分 ~ 5 時 10 分

開催場所 辻堂市民センター 第 1 談話室

出席者

委員長	松本 喜夫 (辻堂地区自治会長・町内会長連絡協議会)
委員	関岡 壽夫 (辻堂まちづくり会議)
委員	小川雄二郎 (辻堂地区防災協議会)
委員	野中 富央 (辻堂地区社会福祉協議会)
委員	松原 和憲 (建設地近隣町内会等)
委員	石田 節代 (辻堂海岸団地自治会)
委員	井出 秀治 (市民自治推進課)
	宮原 伸一 (市民自治推進課)
委員	池田 潔 (辻堂市民センター)
委員	黒澤 卓司 (生涯学習総務課)
委員	饗庭 寛子 (総合市民図書館)
委員	齊藤 康 (地域包括ケアシステム推進室)
委員	工藤 秀明 (消防総務課)
	菅原 淳弥 (消防総務課)
	鈴木 真也 (消防総務課)
委員	神原 勇人 (教育総務課)

欠席者

委員	金子 節子 (辻堂公民館評議員会)
----	-------------------

事務局

	内田美智夫 (辻堂市民センター)
	近藤 清志 (市民自治推進課)

その他

	岡 健志 (公共建築課)
	椎谷 権行 (公共建築課)
	斎藤 啓介 (株式会社 国設計)
	小坂 貴志 (株式会社 国設計)
	松尾 隆志 (株式会社 国設計)

傍聴人

11人

配布資料

1. 会議次第
2. 出席者名簿 (資料 1)
3. 前回の建設検討委員会 (7/7) の確認について (資料 2)
4. お知らせ No.2 (資料 3)
5. 図面資料 (平面図 1 階 ~ 3 階及び屋上、断面図、日影検討図、周囲道路図)

1 開会

委員長

第26回辻堂市民センター・公民館建設検討委員会を開催させていただきます。今回も会議が公開ですので、傍聴を認めています。定員は5名ですが、席がございますので全員に入らせていただくことをご了解願いたいと思います。

なお、A委員が欠席という連絡が入っております。

事務局から、傍聴人の皆様にご注意と、ご協力をお願いがございますので説明をさせていただきます。

事務局

注意事項をご説明いたします。傍聴の方は写真、ビデオ等の撮影、録音をしないようお願いいたします。資料の扱いは、会議の最後に決定いたしますので、万一、途中退席をされる方は、資料を席に残していただけるようお願いいたします。

委員長

それでは議題に入る前に、事務局より資料の確認をお願いいたします。

事務局

資料の確認をさせていただきます。A4ホッチキス留めで「次第」、次が「資料1」の「出席者名簿」、次が「資料2」で「前回の建設検討委員会(7/7)の確認について」。それから「資料3」で右肩には数字ないのですがA3二つ折りの「辻堂市民センター・公民館 消防出張所等 再整備について(お知らせ No.2)」。それからA3ホッチキス留めの図面が7枚綴りになっています。1階から屋上までの図面が4枚、断面図が1枚、日影図が2枚です。最後に1枚刷りの「周田道路動線(案)」があります。

2 議題

委員長

資料をご確認いただけましたでしょうか。それでは議題に入らせていただきます。議題2の(1)「検討事項等の確認及び進捗報告」の「建物配置及び計画建物に係る設計の報告」についてですが、市民自治部長から発言を求められておりますので、お願いいたします。

市民自治部長

26回目の建設検討委員会ということで、この間、委員長をはじめとして、各委員の皆様には本当にご尽力いただきましてありがとうございます。心から御礼を申し上げます。この委員会で議論された内容につきましては、藤沢市として責任を持って進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

さて、前回、七夕の7月7日の建設検討委員会には、私もお邪魔して、2つお話をさせていただきました。1つが、消防出張所やテニスコート、この配置等も踏まえて、建物配置についてはその基本設計案をベースでやっていきたいということ。もう1つは、北側住宅の方々に対する日影の影響の配慮をなんとか考えたいということをお願いしていただきました。

この間、公共建築課、あるいは設計事務所をお願いしまして、今まで建設検討委員会の中でいろいろなご意見をいただいた機能、日影の配慮ということで、高さとか各天井高とか、そういったものの検討を積み重ねてまいりました。

後ほど、細かい点につきましては事務局の方からお話をさせていただきますが、簡単に言いますと、高さを下げたいと思っています。それから、今までよりも南側に50cm近くずらす配置にして、日影を考えて設計を見直し、今日はその図面をお示しさせていただきます。これは私の一存で決めたわけではなく、理事者とも調整し、藤沢市としての最終案としてお話をしたいと思っています。

今後、委員長をはじめ、各建設検討委員の皆様におかれましては、この設計見直し後の基本設計案をベースに検討を進めていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、事務局から、今、お話のありました設計見直しを具体的にご説明いたします。

お手元にありますA3横置きの図面をご覧ください。1枚目が1階の平面検討図となります。こちら、配置自体は概ね以前と同じものですが、よく見ていただきますと、赤く塗られている消防署の右下に玄関がございます。その玄関の隣に赤い三角がございます、この三角の下に5,100という数字がございます。前回の第25回辻堂市民センター・公民館建設検討委員会の資料では、ここが5,600となっていました。50センチ南に移動しています。それが1点です。

後もう2点ございます。後ろから3枚目の断面検討図に、大きく3つの絵が描かれています。上から「A - A断面図」、中程に「B - B断面図」、下に「C - C断面図」という3つです。さきほど、部長から話がありました、高さを下げるといった部分ですが、まず「A - A断面図」では、3階部分に「ホール」と書かれた右を見ていただきますと、数字が13,870と書いてあります。以前は14,990でしたので、それを15メートルと考えれば、概ね1.13メートル、このホール部分で高さが縮小されたこととなります。

続きまして、「B - B断面図」です。ホールの西側部分になります。その「B - B断面図」で、右の方の数字を読んでもいただきますと、14,700となっています。こちらも、もともと、だいたい15メートルでしたので、概ね0.3メートルを縮小できたということです。

そして一番下の「C - C断面図」ですが、これは屋根の形状になります。今までは南北の断面ですが、C - Cは東西の断面を切ったものになります。消防出張所と体育室のあるところを輪切りにしたもので、体育室の天井は西に向かって片流れとしております。もともと梁下の最大の高さを9,600と考えておりましたので、7,700にすると1.9メートルを縮小できたということになります。

天井の高さを削ったことになるわけですが、例えば、2階の各室の天井高さ2.5メートルは既存の辻堂市民センターの天井高さと同じ高さです。ホールの天井高さは3.5メートルとなりますので、御所見市民センターの天井高さ3.6メートルと同じくらいになります。体育室の天井高さは、善行市民センターとか湘南台市民センターの体育室の天井の高さと同じくらいになります。ですので、それぞれの天井の高さをできるだけ縮小していったのですが、その機能を維持しながら、高さを縮小していったということです。

では、それが日影にどのような影響があるかということになります。次をめくっていただきますと日影図が2枚添付されています。1枚目の方が、これまでの日影の図の検討資料となっています。最後のページが、建物の高さを少しずつ減らしたり、位置を50センチ南の方に移動したりして作った日影の図になります。例えば、左下の「北側共同住宅1階バルコニー床面(冬至日)」を見比べていただきますと、共同住宅3号棟の午前8時の青色のラインが1枚目では302号の辺りまで掛かっていたのが、301号の辺りに減ってきて、線の違いを見ることで日影の影響がどのくらい改善されてきたのかと、ご確認いただけたと思います。このように少しずつ設計を見直してまいりました。それでも日影がすべて解消されたわけではないことも認識しておりますので、今後、各戸にこの日影についてのご説明をしていくことを考えておりますので、よろしく願いいたします。事務局から設計の見直しについてのご説明は以上です。

委員長

ありがとうございました。ただいま、市から見直し案の報告がありました。今後はこの見直し案をベースに、ソフト事業の検討を進めてまいりたいと思っております。

B委員

事務局が各戸に何を説明すると言ったのですか。

事務局

先ほどご覧いただきました日影の検討資料について、新たに設計を見直しまして、最後のページの図になりました。このように設計の見直しをさせていただきましたということです。

B委員

戸別ですか。私は自治会として出てきているのですから、自治会として扱っていただきたいと思います。個人じゃなくて。でないと、私は、これから個人の意見で何度も申し上げるようなかたちになるかと思うんですけど。

委員長

ちょっとお待ちください。ただいま、発言がございましたが、今後こちらの事務局としては、本日の説明が当事者の方に全員出席いただいておりますので、丁寧に情報を提供していくように考えておりますので、よろしく願いいたします。

今の発言につきましては、このあと会議で質問いただいて、皆様のご意見を伺います。本日、市民自治部長さんが公務の都合で、ここで退席させて頂くことをお許しいただきたいと思います。

続きまして、7月1日に開催いたしました地区全体説明会について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局

それでは、地区全体説明会のご報告をさせていただきます。

7月1日の全体説明会の出席者は、一般65人でした。説明会の内容は、本年1月21日に開催されました地区全体説明会と重なるところがありましたが、今回は、消防出張所、テニスコート、市民センター・公民館等の配置に係る考え方をお示しさせていただき、これまでどおりの基本設計案に基づく配置で進めていきたい旨を説明させていただきました。地区全体説明会での主な意見、ご質問の内容は、今後の事業スケジュールに関する事、基本設計を延長した理由に関する事、計画建物の高さに関する事、新施設の機能に関する事、建設予定地の南側道路に関する事、地域交流スペースに関する事、消防出張所の音に関する事、テニスコートの配置に関する事、基本設計におけるコスト等を含めた7つの基本的な考え方に関する事などです。

なお、説明会でお答えができなかった2点につきましては、お配りした「お知らせNo.2」というA3版2つ折りのものを開いていただき、右側に「これまでの辻堂市民センター等再整備説明会などでの主なご質問・ご意見」があり、その下段に回答を記載させていただいております。

未回答となっていた1点目の質問が、左側にあります。「テニスコートの配置について、辻堂海岸団地1号棟等の住民、市の担当課、高浜中学校校長・教頭との話し合いの場を設定して欲しい」、これに対する市の考え方として、「これまで意見交換会等に、それぞれご出席いただいておりますので、改めて話し合いの場の設定は、行いません」としました。

2点目の質問がその隣になります。「建物配置検討に当たっての基本設計案におけるコスト等を含めた7つの基本的な考え方を示して欲しい」、これに対する市の考え方として、「市民センターホームページで公開されている6月26日の第24回建設検討委員会の議事概要をご覧ください。又は辻堂市民センター備付けの閲覧用資料をご覧ください」としました。

また、ご意見カードに記載された主なご意見、ご質問は、ご覧いただいている番号7から11までに記載したものです。順に、通して読み上げさせていただきます。

番号7「辻堂市民図書館もあるので、この近さで、2つの図書館が必要なのか」、これに対する市の考え方として、「現在の辻堂市民図書室は、地域からの利用が多く、特に小さいお子さんや高齢の方が徒歩で来室され、本を探しながらゆったりと過ごしたり借りたりする状況があります。地域の拠点である新たな市民センター・公民館の施設にも、さまざまな年代に対応する本を備えた市民図書室が必要であると認識しています」としました。

8番「日影にならないよう工夫すべき。例えば、テニスコートを北側に配置し、市民センターをやや東西に長くすることも検討すべきではないか」、これに対する市の考え方として、「消防出張所については、幅員の広い道路に面し、消防車両がスムーズに出動及び帰所できることが重要であり、東側の幅員の広い道路に面した消防出張所の配置は極めて重要な要素となります。テニスコートについては、ラケットでの打撃といった部活動における事故防止のためにも、特に、並列配置となることが重要な要素であります。基本設計案の建物配置は、これらの要素を満たしていますが、北側住宅に対する日影の問題が残っているため、各階の高さを少しずつ低くするなど、影響をできる限り抑えた設計に変更しました」としました。

番号9「なぜ、再整備が必要か、住民の多数の賛成か。現状建物に耐震性に問題があるのか」、これに対する市の考え方として、「現在の建物の耐震診断の結果、問題はありませんが、施設の老朽化、窓口・事務スペース等の不足、バリアフリーへの対応などにおいて課題があり、また、平成24年に辻堂地域経営会議から『辻堂市民センター・公民館の建替えに関する提言書』が提出された経過もあることから、再整備を進めています」としました。

番号10「予算は、いくらか。何をいつ決めるのかの決定スケジュールが分からない」、これに対する市の考え方として、「事業費は最大で約39億円を見込んでいます。今後のスケジュールは、基本設計を平成29年11月頃までに、実施設計を概ね平成30年11月頃までに策定し、平成31年度に建設工事に入り、平成33年度に供用開始となる予定です」としました。

番号11「センター再整備を白紙にしてやり直してください」、これに対する市の考え方として、「建設検討委員会で検討してきた現行案は、説明会や意見交換会をはじめ、関係機関や関係団体等からご意見をいただき、協議を重ね、これまで様々な取組を積み重ねてきたことから、今後も基本設計案をベースに再整備を進めていきます」としました。

なお、9月5日に自治会で配布する予定です。

また、このA3版見開きの左側の図面は、仮ですので、配布時には差し替えるつもりでいますのでよろしくお願いいたします。

委員長

先ほど、B委員さんから、北側の皆様に対し、事務局から丁寧に情報提供することについて、個人的に一軒一軒では困る、自治会を対象にするように、というお話がありました。これは後ほど検討させていただきます。

ただ今、地区全体説明会の報告が終わりました。建物配置の決定と全体説明会の報告が地区内に周知されることで、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

続きまして、木曜クラブ訪問の結果報告について、事務局からお願いいたします。

事務局

「2017年8月25日 第26回建設検討委員会 資料2」をご覧ください。木曜クラブ訪問のほか、前回の建設検討委員会の確認とあわせて報告をさせていただきます。まず前回、「交流スペース」について議題となりました。若者も高齢者も気軽に会話できる仕掛けが必要なので、木曜クラブなどの協力を得ながらカフェのようにすることで実現する方法が確認されました。地域活動の場、多世代交流の場として活用するためには、交流スペースと「地域市民の家」などの機能の共通項をリンクさせることが課題となります。

続きまして、「福祉避難所」の役割を明らかにすることが課題となるということで、前回の検討委員会のあと、庁内でも打ち合わせをしましたので、その内容について報告させていただきます。

事務局

藤沢市では、各市民センター・公民館を「福祉避難所」として位置付けています。この「福祉避難所」は、小中学校等の一般の避難施設での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、児童生徒等の「要配慮者」が、藤沢市と災害時の受け入れに関する協定を結んでいる各福祉施設へ移動するまでの間、一時的に避難するための施設として位置付けているものでございます。

なお、「要配慮者」のうち、状態が安定している方や付添の方がいる等で一般の避難施設において生活が可能な方は、できるだけ一般の避難施設へ留まっていただくこととなります。このように各市民センター・公民館に位置付けられている「福祉避難所」は、福祉的なケアを要する方をある程度長期に受け入れが可能な福祉施設へ移送するまでの一時的な受け入れ施設であり、医療行為を行う施設としては位置付けていません。医療行為が必要な方は、各医療機関へ搬送し、対応をお願いすることとなります。

こうした「福祉避難所」としての位置付けから、建替え後の市民センター・公民館に求められる機能としては、車椅子利用者等の配慮が必要な方が来られた際に対応可能なバリアフリーに配慮した設備が必要であると考えています。また、宿泊を伴う滞在も想定されることから、簡易ベッドや要配慮者に対応した簡易型トイレも必要です。对人的な配

慮を要する方を想定すると、個別の部屋を確保できる仕組み、例えば、パーティションなどが必要となるのではないかと考えています。その他、様々な状況に対応できるようにコンセントの増設等の細かな部分は、今後、協議をしていくことになると考えています。

事務局

資料2の3、「周囲の道路」につきましては、後ほど、検討図案で、ご協議いただければと思います。

4、「木曜クラブ」につきましては、「訪問して改築事業を説明し、通所者への影響などの意見を聴く」ということが、前回会議で議題となりました。その後、7月12日水曜日に「木曜クラブ」の法人本部で施設管理者と意見交換し、7月13日木曜日には、改築事業用地の近くの「辻堂砂山市民の家」の会議室で保護者会役員の方々と意見交換をさせていただきました。その結果、分かったことをご報告します。

「木曜クラブ」の開所時間帯は9時から15時ということでした。ソフトテニス部の部活動は、朝練が8時20分まで、放課後は15時以降で、通常時は活動時間帯が重複することはないのですが、夏休みなどは一日中部活動をしていることもありますので、夏休みの状況をお尋ねしてみました。その結果、打球音の問題は心配無いというお話をいただきました。また、テニスコートが木曜クラブの前に今もあるのですが、中学生とのトラブルは正直出ているそうです。ただ、施設管理者の方がおっしゃるには、多少の喧嘩があったとしても、地域の方々と交流は図っていきたいというお話でした。例えば、毎週火曜日と水曜日にクリーンパトロールというのを実施されているそうです。なぜやっているのかと言いますと、ゴミを拾いに皆で出ていくのですが、その時に地域の方々に顔を知ってもらいたいという思いからとのことでした。

それと消防出張所から生じる音についてもお話を伺いました。これは地区全体説明会の中でも、特に音に敏感な方がいるよという話を伺っていましたので、聞いてみましたところ、聴力が優れているのかなと誤解していましたが、というよりは人が普段意識しないような音を意識して聴くという感覚に近いのでしょうかというお話がありました。それなので正直、何の音に反応するかというのは分からない。消防出張所のサイレンの音もあるかもしれないが、例えば、ヘリコプターに反応する人もいます。そういったこともあり、消防出張所があると困るということはない、むしろ、いつ助けてもらうことになるか分からないというお話がありました。また、消防職員から、「身近に感じてもらうように通所者の方々に来てもらって、親しみが湧くような見学などを企画していきたい」という話をさせていただきました。

そういった意見交換のなかで、工事中の杭打ちの音には懸念の声も聞かれました。

また、期待をうかがえたことがありました。木曜クラブでは、ケーキの販売もしているそうです。鶴沼市民センターで福祉施設の連絡会がケーキの販売をしていて、木曜クラブが担当している曜日があるということですが、そういったこともこの新しい市民センター・公民館の中でできたらいいというお声もいただいています。

あと、周囲の道路については、今までどおり、建物の前に車が停まることができるのであれば、ありがたいというお声がありました。

以上、「木曜クラブ」を訪問してのご報告でした。前回の建設検討委員会の確認も兼ねて、事務局からのご説明は以上です。

委員長

ただ今、「木曜クラブ」の報告及び「福祉避難所」の報告が終わりました。先ほど、事務局から本日示しました見直し案を、北側の皆さんに丁寧に説明していくという報告があったところ、B委員さんから、戸別訪問では困る、自治会全体を対象に説明の場を提供していただきたいという理解を私はしましたが、委員さんの皆さん、いかがでしょうか。これにつきましてご意見ございましたらお願いしたい。

市民自治推進課

まず各戸別のご説明は市の責任としてやっていく、これは変わらないスタンスです。それとB委員におかれましては、北側団地の自治会代表としてこの建設検討委員会に参画をしていただいていると私は捉えています。自治会としての対応しかできない理由というのは何なのでしょう。これは市の事業ですから、市が責任を持って各戸当事者に説明するのは当然だと思うのですが。

B委員

分かりますよ。だったら、事前に今までも全部説明してほしかったということを言っているわけです。すいませんじゃ済まされませんということです。

市民自治推進課

今回、設計見直し案を最終案としてお示しをさせていただいていますので、それに基づきましてきちんと一軒一軒丁寧に…。

B委員

ですから、住民は今までも日影の現状維持ということ言っているわけです。現状維持であれば何も無いわけです。個々に説明するのは当然だったと思うんです、今まで来なかったからこういう問題が起きちゃったわけです、いろいろな問題が。

市民自治推進課

ですから、今回、最終案としてお示しをします。

B委員

「木曜クラブ」もそうです。住民は、「木曜クラブ」のことも事前に早く聞いて下さい、道路のことも皆さんに聞いて下さいと説明会でも言っていたはずです。それを今頃になって、言っているわけです。

市民自治推進課

では、なぜ自治会としての対応しかできないんですか。

B委員

私がおこへ来ているのは自治会として来ているからです。
だから、それは私が持ち帰って皆さんに聞きます。

市民自治推進課

それはそれで構わないんですが、市は市の責任として各戸に説明してまいります。

B委員

それを拒むかもしれませんが。分かりません。私は聞きますので、それはまたお答えします。

市民自治推進課

分かりました。市の戸別説明は、きちんとやります。

委員長

そのままとったご意見がありましたら、こちらの方にいただければと思います。今日、市民自治部長の方から説明がありましたとおり、この新しい見直し案で進めて行こうということになりましたので、その説明を細かくして行きたいという市の意向です。これも委員の方でご意見はございませんでしょうか。

B委員

では、説明は個々でやるのですから、これから丁寧に、もし希望者があればやっていただきたいと思います、いろんなことを。

市民自治推進課

希望者があればとは、どういう意味ですか。

B委員

分かりません。私も持ち帰ってまた皆さんにこのこととお話しますが、
だって、この間の杭打ちの時、地質調査ですか、あの時も、紙1枚でした。説明はありませんでした。
そういうこともほしかったわけですが、私たちは、すごい音でした。
その時だって、そういうことをおっしゃるんだったら、各戸に説明してほしかったと思うわけです。

事務局

例えば、今年度、家屋調査を実施させていただく予定です。これは、各戸に伺ってご説明をし、ご希望をいただきましてこの辻堂市民センターで2回の説明会も実施させていただいております。

B委員

家屋調査は、事務局担当の方がいらっしゃる前から要望をしていました。申し訳ございませんが、そういうことにし
て下さいと、私たちの自治会で要望したものです。市からでないです。こちらの要望です。

委員長

ありがとうございました。今後、いろんな調査その他は、市から事前に住民の皆さんにお知らせをしていくように、議
事録も取っておいていただきます。

市民自治推進課

北側住宅への戸別訪問を市が責任としてやっていくという考え方についてですが、他の委員の皆さん、そういうか
たちでよろしいですか。それはやらせていただくべきだと思っていますので。

C委員

周辺住民の方は、それを望んでいるだろうと思います。代表者に説明した後、帰って全部説明してください、よろし
く、というスタイルは望まないだろうと思います。戸別説明を望むだろうと私は理解しています。市の理念から、それが
スタンスということはそれで結構だろうと思います。

D委員

同じです。

委員長

よろしいですか。市の方からは戸別で、B委員の方から自治会の集会があると思いますので、その結果、何か分か
りましたらセンターのほうにおっしゃっていただけませんか。

B委員

全家庭に回るということですよ。ピックアップして回るのではなくて。

事務局

1号棟から3号棟まで。

B委員

回る日にちとか、曜日とかは何かあるのですか。

市民自治推進課

すみませんが、そこはまだ整理していません。なるべく朝・昼・夜に分けて、できる限りの時間を使って、早めにやりたいとは思っています。

B委員

私も自治会としての責任がありますので報告はしますが、それに対して皆さんの意見がどうなるかについては分かりません。その結果はまたご報告します。

委員長

それでは、議題(2)「懸案事項の検討」に入らせていただきます。「交流スペース」の活用につきまして、事務局からお願いいたします。

事務局

それでは、事務局から「交流スペース」についてご説明します。

図面は先ほどと同じホチキス留めA3の資料1枚目になります。左肩に「1階平面検討図」と書いてあるもので、右上に、「地域交流スペース」と書かれているところがあります。この説明をします。

今までの経過をおさらいさせて下さい。辻堂市民センター・公民館、消防出張所の再整備になりますが、「辻堂地区郷土づくり推進会議」の前身である「辻堂地域経営会議」の「提言書」を発端としています。この「提言書」には、「文化拠点として地域の文化情報ステーション、地域の憩親拠点」となることをめざし、「スペースの取り方に配慮する」ということが記載されて、「地域の憩親、交流の機能」が市民センターに求められてきました。

平成27年度には建設検討委員会において、「高齢者が施設に来てお茶を飲み、雑談ができるようなスペース」というイメージが示されました。1階に設置すべき事務室などの諸室が多かったということがありまして、「交流スペース」を3階に設置する計画を検討しました。その後、職員の目が届く場所に設ける必要から、事務室、ロビー等と「交流スペース」を同一のフロアに設けようということで、2階にしようかということもありましたが、「基本構想の策定」の過程で、「辻堂地区の交流とふれあいの輪を広げる」ことがコンセプトとして位置付けられまして、「交流スペース」は「1階に設け、誰でも気軽に立ち寄り、郷土の歴史・文化の展示やイベントで活用し、多分野・多世代の方々の交流促進を図る」ということが確認されました。

平成28年度に入ってから、市民図書室との連携とともに、喫茶機能など、飲食提供についても検討され、高齢者や子どもたちが集まって談笑のできる場所にするために、図書室の求める静けさと、「交流スペース」の賑やかさを両立できる公共的なルールを作ることになるだろうというような検討がされております。さらに「交流スペース」でのふるさとマップの掲示、図書室の本の利用手続きですとか、「交流スペース」の中に本があるコンセプトなどのご意見も出されて、茅ヶ崎市の「松浪コミュニティセンター」の運用の例の紹介があったり、具体的なイメージづくりを進めてきました。

ハード面では開放感という点で、外の「交流スペース」と位置付けたテラスの検討が始まりました。この図面の中で右側にテラスと書かれているところですが、さらに「交流スペース」も吹き抜けとしました。「交流スペース」に破線でバツがされているところが天井まで吹き抜けになっている部分になります。吹き抜けですとか、ロビーから見渡せるということで、明るい環境空間とするという検討図面が出てまいりました。その後、テラスと「交流スペース」を一体的に活用するとか、図書室の入り口を斜めに配置するという意見が出ました。これはご覧いただいている図面で、「地域交流スペース72」と書いてあるところの左側の図書室、薄く緑で色付けされているところですが、この右下が今はカーブになっていますが、ここを斜めにしたというお話でした。それと、建物に入った時の広がりを感じさせるといった提案ですとか、この斜めに切られた部分を利用して図書閲覧席を設けて「交流スペース」と繋げるという提案もありまして、今、ご覧いただいている「交流スペース」の配置案になったものです。

以上、「交流スペース」に関するこれまでの検討・計画を報告させていただきました。委員の皆様には、今の検討経過を踏まえ、今後、見直し後の基本設計案をベースに、「交流スペース」を始めとしてソフト事業を展開するための検討を進めていただきたいと思います。事務局からのご説明は以上です。

委員長

ただ今、事務局から説明がありましたが、「交流スペース」の有効活用や今後のソフト事業全体について、皆様からご意見をいただきながら進めたいと思っております。このことについてご意見はございませんか。

(意見なし)

委員長

それでは、「周辺道路」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、お手元の資料でA3横置きのものになります。左肩に「改築事業用地周囲道路動線(案)」と書いてあるものになります。前の方のスライドでもご説明します。

この改築事業用地に建物が配置された図になりますが、今からご説明するのは、この周囲の道路についてです。この市民センター・公民館を利用するためには、南側が駐車場出入口になりますが、今はこの南側道路が東側から西側にかけての一方通行となっていますので、出た車はどうしても西側に抜けざるをえないという状況です。

今までの建設検討委員会での検討を踏まえた提案ですが、この南側道路を双方向通行とさせていただくことができれば、例えば、一度駐車場に入った車がまた東側道路の方に出て行くこともできます。双方向通行にできれば、駐車場から出た車が南側道路で右折して、西の方に入りこむ車が少なくなるだろうということです。もう一度申し上げますが、南側道路は双方向通行とさせていただくということです。

ただ、現在の南側道路は、幅員が6メートルあるもののガードレールが両端についておりまして、当然ながらガードレールが付いている状態では双方向通行にはできませんので、そのガードレールを取り払うことが必要です。6メートル道路で車が双方向になりますと、歩行者の安全も考えたほうがよいので、図面上、事業用地の中に茶色で表示されている部分を「歩道状の空地」とし、人が歩くことができるようにして、車が双方向で通っても、人は安全に通れるという対策を取っていきます。以上が南側道路のご説明です。

続きまして、西側道路についてです。南側道路を双方向通行にしますと、施設利用者の車が西側道路に右折して辻堂海岸団地に入り込んで、グルッと迂回するという事も考えられます。それを回避するために、今は双方向通行の西側道路を、北から南に向けての一方通行にすると、施設を利用した車が木曜クラブの前の交差点を北に上がることができません。そのまま西に進むことになるので、辻堂海岸団地の方に車が入ってくるできないということになります。一方で、西側道路を北から入ってくる車は、従前は南側道路が一方通行でしたので、木曜クラブ角の丁字路を左折して東に入ることはできなかったのですが、それができるようになりますし、今までどおり西側の方に抜けることもできるということになります。前回お話をいただきました、この敷地南西の隅は、隅切りをしておりますので、曲りやすくなります。

北側道路は、これも提案ですのでご意見を伺いたいと思っておりますが、通学路になっていることもありますので、例えば、車止めをして歩行者の専用道路にすることも考えられます。今は、ライオンズマンションの北側の道路にも車止めがありまして、車が入れない歩行者の専用道路になっています。同じような運用をすることで、小学生がライオンズマンションの北側道路をそのまま真っすぐに通り返られる歩行者路にできます。

この周囲の道路をこのようにしたらいいのではないかとこの提案です、ご協議いただければと思います。

委員長

ただ今、事務局から提案がございましたので、皆さまのご意見を伺いたいと思っております。

B委員

今、用地の回りだけの説明があったんですが、もう少し範囲を広げて、OKストアのところまでみていただきたいと思っています。北側のOKストア前の交差点までをみないと、北側道路に車止めをすとかしないとかの結論が出てこないと思います。と言いますのは、今、バスが通っていますが、バスが通る前はOKストアのところの信号はわりとスムーズにいったのです。車も乗用車もスムーズにいったのですが、バスが通ってからは団地の中が抜け道になって、実は非常に困っています。大型トラックとか、OKストアの配送の車とか、それから乗用車とかが、ましてや海岸から来た時はOKストアの交差点が赤だと、団地の中を抜けて茅ヶ崎の方に出るってことをやっているんです。ですから、用地の回りだけで見ていると分からないと思うんです。もうちょっと先まで含めて考えないと、結論が出ないような感じがします、住んでいる私としては、

実は私も車に乗るので、茅ヶ崎方面から来る時に、污水处理場のところで曲がるんです。そうすると東側道路を南から真っ直ぐに来るんですが、私は車を停める関係もあって、南側道路に入って木曜クラブの角の丁字路を右折して北に入っていく時もあるんです。西側道路が一方通行になると今度は北へ行けなくなるので、生活道路としては困るということも実はあります。ですから、もうちょっと広い範囲をみていただいて、検討していただきたいと思っております。

市民自治推進課

何か具体的に提案とかありますか、例えば、OKストアの信号の辺りとか。例えば、OKストアの交差点を歩車分離にしましょうとか、何かご提案とか、ご意見とかがあればお願いします。

B委員

ももとの団地が建ったときは、白線も横断歩道も無かったです。ところが通学路ということと、1号棟・2号棟の駐車場が北側にあるんですが、そこで事故があるために横断歩道を付けたりとか、だいが子どもたちのためにやってきたんです。

施設利用者の車が入ってくると、団地の中に信号や押ボタンを作るようになってしまうというか、そんなことになっては困ると思うんです。ですから、南側道路は、今のように一方通行のかたちにして、西側道路を北から入ってきた車が市民センターに入れなにかたちにしていただければいいと思うんです。

結局、大平台とか、辻堂東海岸でも元町に近い人たちは、車で来るとなると、東側道路から入って来るんじゃないかなと思うんです。ですから、東から駐車場に入ってきて、駐車場を出るときは、右折してまた南側道路を今のように一方通行のまま行ってしまうという車の通り道になってくる。

北側道路は通学路でもあるし、ライオンズマンションの北側道路と、バツになっている車止めの間の西側道路を横断しなくちゃいけないわけです、子どもたちが。ですから、西側道路を北から車が来ると、用地北西角の十字路が事故の元にもなる。

それから、木曜クラブのところだと学童クラブがあります。その学童クラブは、浜見小学校の子と高砂小学校の子が来ているわけですから、用地北西角の十字路がやっぱり通学路になる。北側道路に歩道はありませんから、そこには、なるべく車を通らせない。センターに来た車は団地の中を走らないという建前でやっているんです。

ですから私たちの代案では、駐車場出入口を東側道路にする方がいいんじゃないかと言ったわけです。そちらから車で出入りしたほうが安全だ。そこは通学路じゃありませんからね。市民センターと消防署の前の東側道路の歩道は通学路じゃないんです。

委員長

現在は、用地南西の角を右折して西側道路へ入れるようになっているでしょう。西側道路を北から南への一方通行とすることで、辻堂海岸団地に入り込む車を無くせると言っているのです。南側道路も今までのままだと、全部西方向へ出ちゃうってことになるので、東側道路から南側道路に入って、また南側道路から東側道路へ出られるようにできるという提案です。

B委員

県道戸塚茅ヶ崎線を、茅ヶ崎方面から来る車は、西側道路へは入れないんです。だから、もう少し広く見なくちゃいけないと言っているんです。結局、浜見山方面から来た人たちの車だけが県道戸塚茅ヶ崎線から西側道路へ入れるんです。OKストアの西で、この図に入っていない、もっと北側です。

だから、用地の周辺だけでなく、もっと広い範囲まで見なくちゃいけないんじゃないかと、私が言っているのはそこなんです。

C委員

ちょっとごめんなさい。それによってこの図面が変わってきますか。B委員の言っているいろいろなことがまだ頭に入らない。基本的に、この提案はいいが、周辺にも広げてもう少し考えてほしいという意見だけですか。

B委員

だから良しではなくて、この図面の範囲では分からないって。

C委員

今のワンウェイではなくて、双方向にした方がいいというご意見が出ましたよね。委員の方でもお互いの意見が分からない。

(傍聴人発言あり)

B委員

ですからごめんなさいね。やっぱり住んでいる人でなければ分からないと思うんです、いろんなことがね。ですから住民とよく話し合ってもらいたいと言ったのが、私たちの根本的なものなんです。

それで、この図面の北にも県道戸塚茅ヶ崎線があり、茅ヶ崎方面から来る車は、グルッとOKストア前交差点を曲がって、東側道路から入ってくるんですよ。帰りの車は多分、南側道路に出たら、西へ出ていった方が近いかなという感じがする。ですから、この図面で言うと、今と同じで西側道路からは来ない。

F委員

今日の提案で、大きなところは2点あると思うんです。用地の西側道路を、一方通行にした時の問題点と、用地の北側道路を歩行者専用とした時の問題点は何か。問題が生じますでしょうか。西側道路の双方向通行を一方通行にしてもあまり問題が無いというご意見ですか。

B委員

今現在、問題は別に無いから、双方向のままでいいんじゃないでしょうか。

C委員

いや、西側道路を双方向のままにした場合、問題が起こることを心配しているんです。

B委員

車の量が多くなるんじゃないかっていうこと。結局、西側道路へセンターに来る車が入る。

E委員

そっち回りでセンターに来る人が多いから。だって辻堂駅の方からでも、東海岸の方からでも、OKストア前の交差点から東側道路を通過して、用地南東角を曲がって南側道路から入るんじゃないかな。

B委員

西側道路を経由した方が入りやすい。

E委員

入りやすい？本当？右折がそんな難しいかな。

B委員

西側道路からの方が簡単に入れます。

委員長

用地南西の角までは、西側道路を一方通行にした方がいいんです。

E委員

私が昔提案したのが、南側道路のうち、駐車場の出入口から東側道路までの間だけ双方向にして、あとは一方通行のままにしておく。あの道は歩道がないんだから。図面上の茶色い歩道状空気を、双方向道路に沿った部分だけにしたら、駐車場出入口から西は、歩道状空気が無くなり、その分、用地が広がっていいじゃないかって話でした。

国設計

警察の方の意見としてですね、真っすぐの道路の途中で双方向にすると、道路の途中で一方通行にクロスするからあまりやらないと言われた。だったら、用地南西角のところまで双方向にするとということです。

F委員

もう1つ、B委員、北側道路を歩行者専用とすることの問題点というは何かありますか。

B委員

ここはやっぱり生活道路だから必要なんです。

というのは、私が茅ヶ崎から来たら北側道路をグルッと回ります。駐車場へ北側道路をって行くんです。この通りは、結構車が通りますよ。

F委員

通らないでしょう。

委員長

ない。

B委員

北側道路はグルッと回るUターンの道なんです。だから茅ヶ崎方面に出るのは、西側道路から北に出て、県道戸塚茅ヶ崎線へ行けるんですが、東京方面へ行く時にはOKストア前の交差点へ出なくちゃいけないので、辻堂海岸団地1号棟、2号棟の北に車を停めたとしたならば、北側道路が塞がれちゃうと、車を停めたところの西の十字路でUターンしなくちゃいけない。

F委員

バスロータリーのところまで行って、東京方面に出て行くってわけではないんですね。

委員長

あそこね、バス停のところは、今は入れないんです。

B委員

だから、余計に車が多くなっちゃったんです。ここは私有地ですから駄目なの。

あそこが駄目になった、クローズになったために、トラックとかそういうものが全部こちらへ回ってくるようになったんです。前は、OKストアの車はあそこ行って、バスロータリーのところでUターンすると横浜方面に行けた。

F委員

だいたい分かったんですが、それを逃げる手段というのは今の北側道路を車が通れなくては駄目だということですか。例えば、市民センターの南側道路まで行ってもらって、北側道路は駄目だけど、南側道路は広くてちょっと使いやすいってということもある。ちょっと手間掛かるよね。余計にグルッといくから、でも車だから。

B委員

南側道路から東側道路に出るのは危ないですよ。北側道路の方が安全ですもの。

E委員

車にとっちゃ安全かもしれないけど、歩行者にとっちゃそこは車がないほうがいいってことはないんですか。生活に困るから？

B委員

生活する上では、別に困っていない。

E委員

そこにいろんなトラックが入ったりして困るっていうのをどこかで聞いたことあるんだけど。

B委員

ちょっと量は多くなりました。結局、辻堂団地のターミナルが使えなくなったのでその影響はあります。

F委員

でも、現実的に南側道路に回った場合の問題点というのは、どうなのですか。

B委員

私は自分が運転したら、南側道路から東側道路へ出る交差点は怖いんです。出る時、非常に。北側道路から東側道路へ出る交差点の方が安全で、見通しがいいです。

距離も近いし、北側道路から東側道路に出ます。ここは歩行者と言っても、普段通る学校の子どもたちだから分かっていますから。狭いし、お互い気を付けていますから、こっちのほうが安全です。狭いながらも安全です。子どもは車が来れば気をつける。

E委員

でも、車が来れば気を付けるから安全だっていうよりも、歩行者専用にした方が完全で、車が通らない方が子どもの安全性は高くないですか。

B委員

それはそうです。だから、私たちが北側道路に歩道をつけてほしいというところなんです。用地の北側にね。北側道路から東側道路への出入りが塞がっちゃうと、非常事態の発生した時にはここが必要になってきます。

F委員

でも、北側道路を双方向で車が通るのですか。

B委員

双方向ですが、お互い、車時代ですから。

F委員

だから、おかしいんです。あんな狭い北側道路を、双方向で車が通ることが。

B委員

だから、生活道路なんです、北側道路は。

F委員

でも最近言っていたじゃないですか、OKストアの車・トラックが通るって言うから。

B委員

北側道路に車が多いです。知っている方はここを通りますよ、ほとんど。

F委員

そうなんだよ。逆に閉めちゃった方がいいんじゃないの。

B委員

いや、やっぱり生活道路だから困るんですよ。

C委員

道路のことだけについて、全体的なお話を聞きたい。周囲道路動線案を提案されたわけですから、図面下にガードレールを撤去する等の記載があります。地元の要望でガードレールを設置したのしょうから、今回、撤去してくださいという要望は、警察に認められるのでしょうか。そういう見通しなのでしょう。

事務局

今、ガードレールが両側に2つあります。もともと地域・地元の要望で設置したものではありませんが、同様に地元からそのガードレールを取ってほしいという要望があれば、同じように対応できる、撤去できるということの確認はしています。

委員長

「(3)その他」で、事務局の方から何かございますか。

事務局

「その他」はありませんので、次の「3 事務連絡」ではございますが....

E委員

事務連絡だったら、その前に内容についての質問がある。

委員長

はい。

E委員

「福祉避難所」について、お話を聞くと、避難施設で避難生活を送ることが困難な方などがいれば、福祉避難所は、そういう人たちを受け入れると。本来は、福祉施設に行くのだが、万止むを得ず、取りあえず受け入れる。そういう話でした。

配布資料の「お知らせ No.2」の裏表紙に、「新施設の基本コンセプト」って書いてあって、その最初に「防災機能を強化する～災害時の安全と安心の確保～」、「平常時はもとより、災害時においても地域の人たちの救援活動が迅速に行われ、避難される方々が、安全に安心して避難できる施設とします」とある。これがこのコンセプトだね。

本当は受け入れないんだけど、普通の避難施設では困るだろうから受け入れるんだと。でも、可及的速やかに福祉施設に移すんだと。これは、コンセプトと違うのではないかと、考え方としては、と思うんです。

だとした時に、今までいろいろ検討をして、斜めのスロープも付けました、体育室も2階に置きました、それからホールなどのいろいろな部屋もいざという時にはいろいろな使えるようにしました。でも、そういう方々も受入れるが、数日で追い返すという感じの露骨な説明では、我々が考える「災害時の安心と安全を確保」した施設ですと、どうやって市長さんが説明するのだということなんです。

だから、施設としては十分に避難に対応できて、2階に外から行ったりもできる。消防署もあるから、何かの時には心肺蘇生もやってくれるだろうと思う。そこで早く、要するにバックアップとして、避難施設で苦勞する人々のために受け皿になるのは、僕はすごくいいことだと思うから、そういう機能はちゃんと整備したい。

でも、基本的に普通の人の避難は受け入れない。だったら、「要支援者」などの人々の避難に特化して、どのような施設にして、どのような設備を置いておいたら、その役に立つだろうか。地域の医師会とも相談して、いざという時に、歯医者さんでもいいから来てもらうシステムとか、何かプラスアルファを考えないといけない。

「防災に強い避難施設」というので、見学を要望されたとき、「それしかないんですか」というようなことになって、今の市長さんが恥をかかような施設を、僕は作りたくないと思うんです。

これからこの市民センターという施設として、平素は「福祉避難所」としてはないけど、いざとなったら動き、地域の防災拠点になるのかもしれない。でも、危機管理課がこの委員に入っていない。それはおかしい。でも、私が言っても消えるような雰囲気もある。提案として、別の場所でそういうディスカッションの部会を持ってもいいが、委員に入ってもらえるのもいいかなと思う。可能かどうか分からないが、少しそういう検討をしてもらえると、市長も恥をかかない市民センターができるかもしれない。

F委員

関連質問なんですが、この「要配慮者」というのはどんな定義なのですか、現状では。

事務局

「要配慮者」の内訳ですが、高齢者、障がい者、妊産婦、児童生徒等でございます。

F委員

そうしましたら、現状の辻堂で、その「要配慮者」の対象者は何名くらいですか。

事務局

「要配慮者」というのは、今申し上げましたように、妊産婦の方とか、そういう方々もいらっしゃいますので、正確な数字は市としても把握ができていないと思います。ただ、今お話ししました「要支援者」につきましては、「避難行動要支援者名簿」を整えています。

F委員

いや、もう一度聞きます。「要配慮者」が対象なのですか、「要支援者」が対象なのですか、この「福祉避難所」というのは。

E委員

「要支援者」は、町内会で面倒見ましようと言ったんです。でも、それが避難施設に行った時、どうにもならなくなる人たちがいるわけです。例えば、こういうものが必要だとか、そういう普通の避難施設では避難生活が困難な人たちは、ここに来ていただきましよう。だから、それは「要支援者」の10分の1か、20分の1か分からないわけです。

F委員

でも、ここでは体育室へ入っていただいても、たかだか200名くらいじゃないですか。

E委員

それが体育室の広いところに入っていただいても、対応できるようだったらこんなところには来ないわけです。

B委員

私も途中から入ってきたのですが、そういうことはもう事前に話し合われていると思っていたんです。だから、こういうことが話し合われていないということは、何ぞやと思っているんです。やはり建設するに当たって、これだけの人数が大まかにいるから、車椅子利用者がだいたいこのくらいの人数いるから、これが必要なんだというのは前提だと思うんですが、箱物を作ってから、何人いるのか、では逆じゃないかと思うんです。

(傍聴人発言あり)

E委員

私は前に、自分なりに計算をして、そういう人たちの数が行政の方から出てこないから、全部計算をして出しました。そういう試算したからと言って、そのとおりにいくわけない。だから、危機管理課にどういう要件で、「福祉避難所」として必要なことは何なのかを聞くことが必要になる。

F委員

正直言って、これは詳細設計で決めること。だったら、現時点で決める話ではない。詳細設計でそこは詰めますと一言をいただけたら、それで結構です。

E委員

今、詳細を詰めるに当たって、危機管理課の人に入ってもらうような組織づくりをしたらどうですか、と申し上げているだけです。

F委員

では、今日はそういう結論にしてください。でない、これは決着がつかないから。

市民自治推進課

では、私の方でこのお話は引き取らせていただきます。せっかく市民センターが新しく再整備されるわけですから、今、E委員とかF委員とかがおっしゃられていたように、名ばかりでない「防災機能」について真剣に考えなければいけない。ここは「津波浸水区域」の一部でもありますので、できれば防災の担当を、傍聴ではなくてこの委員会の中に、仮にその時だけでも入れて、意見交換を深めていきたい。市民センターが持つ「防災機能」の新しいかたちというか、実効性のあるかたちというのを深掘りできればと思っています。

F委員

どこに質問したらいいのかわかりませんが、設計の方に質問します。屋上の設備スペースの目隠し壁が、相変わらず3メートルになっていますよね。

「B - B断面図」でいいんですが、この高さ3メートルの目隠し壁がついた設備スペースに必要な設備というのは、もうちょっと背の低いものにするとか、どの位の設備を置く必要があるのか。この辺をもうちょっと具体化してもらいたい。この右端についている高さ3メートルの目隠し壁を、もうちょっと斜めにならないのかと思う。

公共建築課

今のご質問は、「B - B断面図」で、設備スペースの目隠し壁が3メートルくらいになっている上限の高さを、もう少し低くできないかというお話でした。それについて、現在、空調計画をこれから詰めていく段階ですので、これ以上大きくはならないという目隠し壁の高さを想定して書かせていただいています。F委員が言われるとおり、これから詳細設計していく上で、できるだけ低い目隠し壁にしていこうと思います。ここで限界の、例えば、2メートルに下げられると想定したとしても、いざ詳細設計をしてみたら、3メートル必要になってしまったというのでは困りますので。

F委員

設備スペースを工夫して、この半分の高さにできたら、例えば、設備スペースの南半分が3メートルの高さでも、北半分の設備スペースは2メートルの高さでいいとなれば、この日影図の絵が変わってくる。

公共建築課

そうなのですが、今はその設定をマックスとして、平面的な広さもそうですし、高さも想定しています。

F委員

多分、日影が命なんだ。そこをもうちょっとしっかり押えてほしい。今でも、なぜラフ設計に設備スペースのラフ検討を入れないのか、イメージ的にでも。

公共建築課

今の段階では、条件が未確定で難しい。

どういう機器が、どういったものがどのくらいの面積になるかというのは、今現在では確定できないので壁の高さの検討は難しい。

F委員

少なくともこの日影図のこの絵を、もう少し日影を縮小する努力はそこしかない。そこが最大のポイントになるのだから。

公共建築課

詳細設計進めていく中で、ここは今3メートルと書いてあるから、3メートル目一杯の機器を並べるというのではなくて、できるだけ幅も小さく、高さも低いという機器を、今後も詰めていこうと思っていますが、今の段階で詰めるというのはちょっと難しい。それでも縮小した日影図を示せというのは、ちょっと申し訳ないのですができません。

B委員

時間になったんですが、話があちこち飛んでいますよね。今、私だって質問したかったのは「要支援者」のことだったんです。これだけの議題を1時間半の中で、盛りだくさんの話し合いはすごく難しいということがあるんです。ですから、話が飛んじゃっているのではないかなと思うんです。一つ提案なんです、私自身は、今日も防災の方で話があったんですが、白浜養護学校やあの辺りを活用できないのかと思っています。

というのは、あそこは設備が整っていますので、バリアフリーになっていますし、市民センターも近いし、それだったらあそこを辻堂全体で、うちの海岸団地にも高齢者が多いので、避難施設として活用を考えられないか。そうしますと、辻堂海岸団地自治会の方だけで施設を占領しちゃうのではないかと心配が、逆にあるのかなとも思う。付き添いもいますから、一人じゃなくて二人がつくわけですから。ですから、白浜養護学校とその辺りの学校を視野に入れて、あそこはこういう方だけが入れるとか、辻堂全体を網羅するとか、そのラインを決めて、そんなかたちで計画すれば、違ってくるのと思っています。あそこは、お風呂とかも全部整って、暖房も整っているし、冷房もあるし、そういう方には適しているの、そういうことを提案します。

E 委員

病院とか、実際にそういう施設や設備が整っているところに、できるだけ収容してもらおうと、当然やるわけです。でも、その日その晩その時に、空いていないとか、休みだという時には対応がつかない。

でも、市民センターだったら誰かいるわけです。だからこそいざという時にも、消防みたいに24時間横にあるわけだし、そういう意味で、そのための施設だと思うんです。だから、私はさっさと追いやるって言ったけれど、そういう所の方が、本当は病院だとかよりいいわけです。対応の困難な方には、そうしてあげるんだけど、その間をどうするということ。で、例えば、3.11の津波の時、多くの養護施設や老人ホームから、遠くまで移動しなくてはいけなくて、その間に多くの方が亡くなったとか、どうしても必要な時間をできるだけ短くしていくつもりだけど、本来の病院とか施設で対応できないところが役割だから、そこを最初からあてにしている。だから、これを小さくしろというのはなかなか難しいと思うんです。もちろん努力はして、白浜養護学校をできるだけ早く開けてほしいという要望になると思う。

辻堂市民センター

地区の防災拠点本部長として申します。災害が起こった時に、一つの施設だけで対応するのはまず不可能です。それで、それぞれの学校については、今、避難施設としての役割を担っていただいております。各小学校の避難施設とか、中学校の避難施設、湘南工科大学さん、医師会の方ともいろいろ連携をして、「地域防災力」として、災害時は対応したいと考えています。

その中の一つとして、今回の新しい市民センター・公民館があるわけです。そこは、今回、ようやく消防と一緒になることによりまして、「防災力」はだいぶ強化されることになると思います。

そういった中で、先ほど、E委員がおっしゃったような、いろいろな細かい設備面について、これから詳細を詰めていく中で、お話ができると思います。危機管理課を含めて詰めていきたいし、できる限りのことはやっていきたいと思っています。ただ、物理的に面積もありますので、どこまでできるかは今後のことになりましたが、十分なご期待に添えるところまでいかないかもしれませんが、全体の役割の中で詰めていきたいと思っています。

F 委員

もう一ついいですか。今日も市民自治部長さんがおっしゃっていたように、また先ほど、もう少し日影の縮小を検討する余地はあると公共建築課さんからもお話をいただきましたので、基本的には今日ご提示いただいた図面において、私は基本設計をこれで進めたいと思っています。そこは各委員さんから最終判断をいただけたら、私はこのままで良いというふうに思っています。

B 委員

今、そういう意見が出ましたが、まだこれを変える余地はたくさんあるかと思うので、私はこれを保留にして、また検討をしていただきたいと思います。

ですから、今日は説明を聞いただけです。

3 事務連絡

委員長

本日の議題につきまして、事務局のほうから連絡事項をお願いいたします。

事務局

それでは、会議の内容を整理させていただきます。

まず、「議題の(1)」ですが、「検討事項等の確認及び進捗報告」で、建物配置及び計画建物に係る設計の報告をさせていただきます。この計画建物につきましては、先ほどの設計の見直し案を基に、各戸訪問をさせていただくということになります。

また、「辻堂地区全体説明会の報告」につきましては、9月5日に配布する「お知らせ No.2」で回答していくが、建物配置図については、先ほどご説明した内容に置き替っていませんので、その部分だけご了解いただきたいという話でした。

また、「木曜クラブ訪問」につきまして、結果を報告させていただき、施設としては今回の改築内容にご理解をいただいているというところです。

また、「福祉避難所」につきましては、危機管理課を交えて検討をしていかななくてはいけないのではないかと、今後はその設計の詳細を含めた検討の方に入っていけるのではないかと、あとは白浜養護学校との連携というのも視野に入れていった方がいいのではないかと、というご意見がありました。

「懸案事項の検討」につきましては、「交流スペースの活用」について、今回、経過を報告しました。今後、ソフト事業の検討をしていただくということになるかと思えます。

また、「周囲の道路」につきましては、この用地の周囲だけではなく、もっと広く周辺のところまで考えていかないと決まりきらない部分もあるということでしたので、今回はもう少し広いところの図面を用意して、検討していきたいと考えております。

議題は以上で、概ねご報告したような内容になるかと思えます。

建物配置については、今回の内容で、市としては決定をさせていただきます。

「交流スペース」、それから「避難施設」等、今回、いろいろ具体として挙げていただいたことを、今後は「テーマを設定」して1つ1つ深掘りをしていくかたちで、ソフト事業の充実の検討に入っていきます。

なお、次回の会議予定は、「開催」について書いてありませんが、いろいろご意見をいただいたとおり、「テーマ設定」をして深掘りをしていきたいと考えています。危機管理課を呼ぶというお話もありますので、調整をした上で、ホームページでの開催日程の周知、それから委員の皆様には「開催の通知」をさせていただきたいと思えます。

今回の資料につきましては、傍聴者の方々にお持ち帰りいただいてよろしいかと思えますので、よろしく願いいたします。

委員長

ただ今、事務局からお話がありましたが、本日の資料はご自由にお持ち帰りいただいてよろしいと思えます。それでは本日の…。

B委員

最後にいいですか。先ほど、傍聴者の方から言葉が発せられました。ですから、何か傍聴者の方で意見を持っている方がいらっしゃると思うのです。そういう声も大事にしてほしいと思うので、この会の後とか、日にちを決めるとか、明日とか、本当はこの後がいいんですが、話し合いができる、ヒヤリングができる場を設定したらいいかと思うんです。傍聴した時に声が出たということですから、何か思っているんじゃないかと思うんです。言わなくても思っている方もいらっしゃるんです。全部の方でなくても、市のセンターの方とか話し合いができれば、事が丸く収まってよろしいのではないかと私は思っています。できないでしょうか。

委員長

分かりました。本日、今のご意見につきまして、この会が終わった後、センター長と話し合いをしまして、お返事をさせていただきます。

B委員

では、待っていればよろしいですね。

委員長

ですから、今日はお答え出ませんので、申し訳ございません。よろしいですか、傍聴人の方の今日のご意見を聞くということに関しまして。

C委員

委員会の最初に、傍聴者は発言できないことについて、事務局からきちんとした説明がありました。これはB委員のご意見を聞いても、その決まりには変わりはありません。あえてB委員はそれを承知の上で言われたことなので、傍聴人の発言を許すが如くの話ではなく、何か違うかたちでもう少し広げて話し合いの場ができないかとの話のようですか、後日、事務局を中心としてまとめていただきたいと思います。

委員長

私と事務局の方と話し合いをして、お答えさせていただきます。

4 閉会

委員長

本日は長時間にわたり、ご検討いただきましてありがとうございました。これをもちまして本日は、閉会とさせていただきます。